

## 2007年10月企画

# 後石原幸守さんと語る

### 【開催までの経緯】

後石原さんとある講演会で出会いましたが、あまり二人で話をしたことがありませんでした。いつも「HSK季刊わたぼうし」を読んで意見を言ってくれているので、「障害者自立支援法」について語っていただこうと思い、対談を企画しました。なお、この企画は「さいこうえんの障害者生活支援センター」のご協力を得て行われました。

### 【目的】

「障害者自立支援法」が施行後1年半経過し、障害者の地域での生活はどう変わったか？

### 【語る内容】

- ① 生い立ちから現在までのあゆみ
- ② 『出前！ ちびっ子ボランティアスクール（以下・「ちびボラ」）』（羽咋市社会福祉協議会は、子どもから大人までの一貫した福祉教育を推進している。その中の小学生の部）との出会い、小学校などへ行ってどのようなことを主に話しているか？ 話すときに気をつけていること、失敗談など。
- ③ 「障害者自立支援法」が1年半を経過して

※掲載の個人名は後石原さんの意向により、本人の許可をいただいています。

【日 時】 2007年10月7日(日)14時～16時

【場 所】 さいこうえんの  
障害者生活支援センター（JR七尾駅前）

### 【出席者】

- ・ 社会福祉法人「石川県視覚障害者協会」理事  
羽咋郡市視覚障害者協会会長  
後石原 幸守（ごいしはら こうしゅ）氏  
「羽咋市社会福祉協議会」ガイドヘルパー  
玉田 幸（たまだ みゆき）氏
- ・ 「さいこうえんの障害者生活支援センター」施設長  
宮田 琴江（みやた ことえ）氏
- ・ 「HSK季刊わたぼうし」編集者・企画  
桶屋 善一（おけや ぜんいち）



後石原氏・桶屋



宮田施設長

桶屋：今日はお忙しい中「後石原さんと語る」にご参加いただき、ありがとうございます。

なお、私は言語障害がありますので、以後の質問は「生活支援センター」施設長の宮田さんに代読や通訳をお願いします。

桶屋（宮田）：「障害者自立支援法」の話に入る前に、後石原さんの幼い頃の生活や盲学校の頃のことなどをお話し下さい。

後石原：生い立ちから話すと、昭和28年4月3日に羽咋市<sup>みこはらまち</sup>神子原町という山の中で生まれました。その時は地域の学校に通っていて、中学校2年の時に目を悪くしたのですが、石川県の方では治らないと言われました。東京の日赤で看護師をしていた叔母さんが「来れば」ということで東京へ行って治療していたのです。

通院していたときの先生から「もう見えなくなるだろうから、盲学校へ入ったらどうですか？」と言われ、盲学校へ。

最初は「都立葛飾盲学校」の中等部に1年間、卒業して高等部は「都立文京盲学校」に入り、今行っているマッサージ・鍼灸の資格を取ってという経緯です。卒業後は「世田谷中央病院」でマッサージ、針をやり、いろいろ勉強して石川県へ帰って来たのは23才の時でした。嫁さんも連れて来ました。

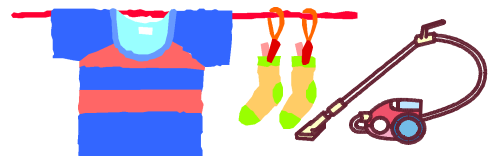
羽咋で鍼灸・マッサージ師として開業していましたが、28才のときに「公立羽咋病院」に就職しました。

小学校6年生まで羽咋の山に住んでいました。盲学校はイヤでイヤでしょうがなかったけれど、今思えばよかったことは、生活訓練を受けたことです。盲学校の寄宿舎に入ったら、洗濯・掃除・料理などの家事を全部させられるのです。自然と、学校で勉強しながら、日常生活の一通りのことはできるようになったのです。「世田谷中央病院」に入ったときは、アパート暮らしをしていたのですが、そのときも家事全般はできました。

料理も細かいことはできななかったけれど、お惣菜は自分で作っていましたよ。だから盲学校の思い出とすれば、自然とそういう生活指導を受けていたので「良かったな」と思います。今思えばね……。その他はこちらでは考えられないくらいボランティアしてくれる学生がたくさんいたので、ハイキングに一緒に行ったり、参考書の音訳をしてもらったり、生活は充実していました。まあ最初の2～3年は嫌だったけれど、いろいろなことが出来始めたので、楽しかったです。だんだん目が悪くなってとき、精神的にもおかしくなって、自分との格闘はありましたよ。

今は妻が病気になっても、楽勝ですよ。自分一人でいくらでも掃除、洗濯とか、買い物も自分で行って好きなものを食べるから、1週間や10日ぐらひはそんなに困ることはありませんね、障害を持ってつらい話というのは、みんな一緒だもんね。そんなもんで良いですか？

桶屋：はい。



桶屋（宮田）：「ちびボラ」との出会いについて話して下さい。小学校などへ行ってどんなことを主に話しているのですか？ 話すとき気をつけていること、失敗談など。

後石原：それは「羽咋市社会福祉協議会」に「ボランティアセンター」が平成7年にできたとき、運営委員長だったのが嶋田さんという方でした。その人は「ボランティアセンター」に関わる以前

に障害を持っている人たちと出会っていたのです。

嶋田さんは「音訳ボランティア」をし、手話サークルにも入っていたからです。また、地域の学校の先生との出会いもあり、ろうあ者の方と一緒に学校へ入っていました。

「ボランティアセンター」ができる以前の事です。その関係で「ボランティアセンター」ができたとき、「社会福祉協議会」職員の菊澤さんが障害別で目の見えない人とか、耳の聞こえない人とか、車いす利用者の人とかにお話を聞き交流するという企画をしたのです。その当時学校に総合学習という時間があり、人権教育ということで学校から依頼がありました。それが「ちびボラ」の始まった経緯です。

私も運営委員会で企画委員をしていたので、私と「ちびボラ」の出会いというのは、こういうことだったのです。一昨年は年間40回ぐらい実施されています。小学校は7～8校廻ります。

昨年は小学校の統合もあり、6～7校に30回ぐらいかなあ？ 視覚障害者とボランティア、聴覚障害者・手話通訳者とボランティア、車いす利用者とボランティアと一緒に学校へ入ります。「ちびボラ」だけで言えば、私は土・日しか行けないので、年に1～2回行っていました。最初の頃はやる人がいないので、結構、何回か行っていました。現在は結構、視覚障害者協会のメンバーが4～5人行っているのかなあ？ 私は今、大人向けも含めて年に2、3回行くか行かないかです。

(写真提供・羽咋市社会福祉協議会)



小学校で「ちびボラ」を行う後石原さん

桶屋（宮田）：小学校などへ行ってどのようなことを主に話していますか？

後石原：どのようなことを話しているかと言ったら、「やっぱり、目が見えなくてもみんなと一緒にのだよ。ただ目が見えないだけなのだよ。地域で住んでいる人のなかに目が見えない人もいるのだよ」とか、目が見えなくても、同じ羽咋に住んでいて生活しているのだよ。ということと目が見えないということは、

「いろいろな障害がある」という障害に対する理解の話。また子供たちに杖を持った人が迷子になっていることに気がついたら、「ちょっと声かけて」というお願いなど。

後は基本的に視覚障害を持つということは読み書きと移動ができないということ。一般的にはね。「読むこと、書くこと、移動が困難」なことが障害なのだから、点字を使って勉強しているのだよとか、いろいろ情報をもらっているのだよ、ということを知ってもらっています。

お話しの後、体験や交流をします。子供たちに簡単な移動介助の講習会をし「視覚障害者のガイドはこのようにしてね。」とか、点字の読み書きを少しボランティアさんに指導してもらっています。

「ちびボラ」は、障害を持った人だけがお話に行くのではなく、ボランティアさんが一緒に行き、私は見えないので、代わりに読み書きをしたり、移動介助をしてくれます。それを見た子どもたちに、障害を持った人にはどのようなサポート、ボランティアが必要かということを知ってもらおうためです。

もちろん、ボランティアさんにも理解してもらいます。点字やガイド体験はボランティアさんの協力が欠かせません。このように障害当事者が主体でボランティア、学校の三者が話し合いながら、子どもたちのために「ちびボラ」を作り上げてきました。他の障害の「ちびボラ」も基本は同じで

す。

少し、視覚に障害を持った人たちを支援しているサークルについてお話ししますね。平成7年当時、玉田さんが「ボランティアセンター」の副委員長をしていました。そこで出会って玉田さんが最初に「点訳ボランティア」をやってくれたのですよ。

玉田さんは羽咋市で「点訳ボランティア」のサークルを作ったのです。『点訳ボランティア「点灯虫」』という名前をつけたのは玉田さんですね。

「ボランティアセンター」ができた後、情報センターの点字通信教育を受けて1年間ぐらい勉強していました。サークルとして成り立ったのは、平成8年ぐらいだと思いますよ。音訳ボランティアというのは、元羽咋市社会福祉協議会・ボランティアコーディネーター・丸田さんが平成元年ぐらいから立ち上げたのです。



**桶屋（宮田）：**子供たちの反応はどうですか？

**後石原：**反応はね。東山君も言うけれど、始めた平成7年当時は子供たちにいやな顔をされました。おかしい目をし、つむっているので、みんな慣れないから、何か避けていました。

ボランティアさんも言っていたけれど、敬遠して偏見を持っていた。だけど、3～4年目になってくると慣れてきてしまっという感じです。今はもう、学校へ行っても偏見は持たれません。小さい4年生でも。4年生と言えば保育所や幼稚園の時に「ニコニコ保育（羽咋市社会福祉協議会の福祉教育幼児の部で、障害を持った人とボランティアが、共生をテーマにした寸劇を保育所や幼稚園へ行行って演じ、その後交流などをしている）」を受けています。

10人ぐらいグループでろうあ者の人とか、車いすの人とか、ボランティアさんたちがみんなで行って、保育所などで毎年行っているのです。

だから、羽咋の子どもたちにすれば、地域で住んでいる人以外は、保育所か幼稚園で障害を持っている方と一番最初に出会うことになります。小学校に入ったら「ちびボラ」でまた出会うのです。

今年も「福祉まつり」の視覚障害者ガイドヘルパー講習会に出ても、玉田さんも一緒にやってくれたのですが、本当に点字も知っているしあまり抵抗感がないのです。

だから、すごいことだよ。

今年の「福祉まつり」に全部で17人ぐらいの羽咋市の高校生、高松にある看護大学生とかが関わってくれました。その間、全然抵抗がなく関わり方が上手かったです。それはやはり、「ちびボラ」とか「ニコニコ保育」、高校生になるといろいろなことに関わってくるから、障害者に対する偏見というのはなくなっている。僕は見えないからわからないけれど、見た目にも「昔から見ると全然、反応が良い。」とか。

だから、東山君や視覚障害者の藤岡さんなどは「他の町へ行くと昔と同じような違和感を持つことがある」と言っている。子供たちが偏見を持って見ているように感じることもある。羽咋はこんなことはないね。

桶屋（宮田）：そういう話をする中で、気をつけていることはありますか？

後石原：私も素人だし、対象者が小学生でしょう。小学生でも学年によって違うでしょう。だから、おのずから話題が違ってくるのは当然ですが、プロではないからそういうことで気をつかいます。学年によって「どのような話」をすればいいのかな……。

仮の話、6年生に話をするのも、小学校1年生、2年生に話をするのも一緒ではおかしいからね。対象者が違うから……。もう4年生、5年生になると点字を覚えてくれたり、ガイドをしてくれたりします。小学校低学年はボランティアのことを遊びの中で覚えるとか、寸劇のようなことをしています。

だから、対象者によって、学年によって、いろいろメニューが違ってきていることを聞いたことがあります。

桶屋（宮田）：そんな中で失敗談とかがありますか？

後石原：失敗談と言ったら、学校によっては一学年が10人単位の教室もあれば、羽咋小学校のように全体で100人ぐらいの前で話をすることもあるし、そういうことで10人で話をするのも、150人を対象に話すのも、同じような話を持って行ってガイド体験をして失敗したりとか。

そういう同じメニューを持って行っても、ニーズが違ったりするから。プロではないから、自分たちの失敗がたくさんあるのではないかな。

あとはやはり、ボランティアさんも打ち合わせの時間がなかなかなくて、行き違いがあったりします。だから、ボランティアさんを集めるのも大変です。ガイド体験をするのだったらボランティアさんが7～8人いないとできないです。

だから、ボランティアさんの段取りで違ってきます。そういうことを言えば。

～次号へ続く～

次号は「障害者自立支援法」のお話を掲載します。



大人の方にも語ります

(写真提供・羽咋市社会福祉協議会)

## 以下は前号の対談の続き↓

宮田：3年ほど前に東京へ研修に行ったときに、視覚障害者の方が「これから自立支援法になっていくところという課題がある」と話をして下さったことがありました。内容は「使いたい量を使いたいだけ使えなくなってしまう。」と心配されていました。自立支援法が始まって量的には今、支給されている分だけで、生活に支障はありますか？

後石原：ボランティアではなくて制度に関する移動支援のことですか？

宮田：はい。サービスのことです。ボランティアさんは、都会だと大学とか福祉関係の高校が密集しているので、わりかし見つけやすいと思います。

ボランティアではなく自立支援法になって、サービスの量は支援費等に比べて実際にどうですか？ ということです。

後石原：私が「ちびボラ」で学校へ入るボランティアと、自分たちの生活をしていく上での移動のガイドヘルパーとは別なのです。

宮田：あの、「ちびボラ」として学校訪問時の移動手段は？

後石原：それはあくまで「ちびボラ」で点訳を子どもたちに教えてくれるとか、移動介助の体験のときに指示を出すとか。例えば階段の上がり下りの危険なところに見守りとして立つ、危ない場所、狭い道を歩くときもそうですね。そういうボランティアが必要なのです。

宮田：その方は？



後石原：ボランティアです。あくまでも。

宮田：ボランティア？

後石原：自分たちが日常の生活の中でする買い物とか病院へ行くのと、イベントに参加するときのボランティアとは、また別なのです。今、宮田さんが言われるような日常生活上の移動支援は、制度を利用してます。制度上、自立支援法の地域生活支援事業の中の移動支援事業のガイドヘルパーが7人います。玉田さんもその一人ですね。その中で買い物とか、今日のように社会参加ですよ。そういうときに使えますから。

それは、結構羽咋では制度を利用していると思いますよ。プライバシーがあるから名前は言えないけれど、最高の方は1ヶ月50時間まで認めてもらっています。私の場合でしたら、協会の役員をしている関係で金沢へ行ったりすることがあるので、20時間もらっているのですが。その人によって違います。一番使う人は私もそうなのですが、夫婦で目が見えない家庭なので。その奥さんが買い物に行ったり、行事にも出たりしているので、その人は30時間もらっているのかな？ 50時間まで認めてくれるという話を聞いています。

だから「福祉まつり」の場合でも、ボランティアさんは16~17人いましたけれども、一人だけ制

度でガイドヘルパーをつけたいという人がいました。学生は午前、午後で交代だったので、個人的理由で一日通してついて欲しかったのです。その方は羽咋市視覚障害者協会の会員であり「福祉まつり」では実行委員だったのですが、その人は「福祉まつり」では、制度のガイドヘルパーがずうっとついていました。一般会員のガイドは、皆学生ボランティアでした。羽咋の制度上のガイドヘルパーは7人ぐらいしかいないわけですから、みんなが一斉に「福祉まつり」みたいところに、10何人もガイドが欲しいとなったら、対応ができないですね。例えば、視覚障害者で言えば「四友会」というものがあります。一つは視覚障害者協会の会員または視覚に障害のある人のグループ。二つ目は点訳ボランティア「点灯虫」のグループ。三つ目は音訳ボランティア「そよかぜ」のグループ。四つ目は中途失明者の人たちと支援する人たちの「ひだまり」というグループがあります。「ひだまり」では障害の悩み等を話し合っていますね。

この4つのグループが年に2回バスハイキングをしています。そのときはボランティアさんと交流を目的で行うのです。

**宮田：**ということは「障害者自立支援法」になってからの生活の変化は？ 特に変わった点は？

**後石原：**一番の変化は利用者の一割負担ですよ。羽咋の利用者にとってガイドヘルパーの制度上の人数は充実しています。ただ「支援費制度」から「自立支援法」になっていろいろ条件が付いてきました。それは何かと言ったら、今まではガイドヘルパーが自分の自家用車に視覚障害者を乗せて移動をしてきていました。例えば、今日は玉田さんと電車で来たでしょう。帰りに私が玉田さんに「今日は他に用事があるから早く帰りたいから、七尾まで車をお願いできないか？」と言ったら、玉田さんの車に乗って用事が済んだら車でまっすぐ帰ることが支援費制度のときはできたのです。ところが、自立支援法になったときに「福祉有償運送」という車の利用制度、運送法が変わって、そのときにガイドヘルパーの車に乗ってはいけないということになったのです。現在は社協の在宅総合サービスステーションが事業所となり、ガイドヘルパーの登録も羽咋市から社協に移りました。ただ、利用時間は朝7時から夜10時までです。だからガイドヘルパーを利用することで言えば、何も不自由はありません。あと特例的に利用は県内だけなのです。例えば「富山へ行ったり、福井へ行ったり」することはできたのですが、今は県内というしがらみがあります。ガイドヘルパーは福井とか富山へは行けないのです。県内はどこでも一緒です。だから、支援費制度のときと自立支援法になってからの違いは、私たちはガイドヘルパーの人数は、なんとか一生懸命やっていたので、対応してます。ただ、ガイドヘルパーに同乗できなくなったので、利便性がなくなってしまいました。羽咋市内でしたら、交通の便も良くないでしょう。バスだって不便だし。だから「福祉有償運送」ということで羽咋には「はまなす」という移送サービス事業所ができました。

※「友抱号」については次号で詳しく語ります。

**桶屋：**「友抱号」？

**後石原：**「友抱号」ではなくて。「友抱号」は車いす利用者ですね。私は日中働いているので、買い物に行くのは夜が多いのですが、使えないのです。今日のように(土)(日)の外出も使えないのです。そしたら、やっぱりタクシーな



友抱号  
写真提供・羽咋市社協

どに乗らなければいけないでしょう。「はまなす」は私たちのような障害者手帳を持っている人や介護認定者の人たちが利用できます。利用時間は朝8時半から午後5時までで、(土)(日)は休みです。福祉タクシー券は七尾市にも出ていると思いますが、羽咋市はタクシーの基本料金分として、チケットが障害者(すべての人ではない、条件がある)には24枚、老人の場合48枚出ています。金沢はもっと出ていると思います。市町村によって違います。

先ほど言いましたように、「はまなす」は利用時間の制限や(土)(日)に使えないので、どうしてもタクシーの利用が多くなり、タクシー券が足りなくなっていました。

視覚障害が「読み書き」「移動」ということであるならば、例えば私の家のように、家庭に文字を読める人がいない場合でしたら、ホームヘルパーさんが読んでくれたりします。これがガイドヘルパーさんも「厚生労働省」では「読み書きをしてもらって良いですよ。」というのだけれど、それはまだきちんと下まで降りてきていないのです。



宮田：そのような面からいうと、もしここが都会でバスの利便性とか、電車の利便性が良かったら、タクシーを使わなくても良いですね。そういうところからも、桶屋さんが次に挙げている「サービスの地域間格差」が考えられるのですね。

後石原：そうです。私もこの地域間格差というのは、金沢のようにバスがたくさん通っているところなら良いですよ。私のように一時間に1本です。私は今住んでいるのは羽咋ですが、<sup>みこはら</sup>神子原へ行こうと思ったら、1日に3本しかないのですよ。そのように困っている人はたくさんいるのですよ。ただ、私たちは視覚障害者だけのことを考えていますが、高齢者も移動では困っているでしょうね。高齢者だけの家庭も多くなってきましたね。

自立支援法になって地域生活支援事業は市町村に任されているので、地域間格差は出てきますよね。行政は良いところはあまり言いたがらず、レベルの低いところで右習えしますよね。

羽咋だったら、資格のある手話通訳者が常勤で市役所に設置されています。七尾市役所に手話通訳者はいるけど、条件が羽咋とは違うでしょ。ガイドヘルパーも同じなのです。

後石原：七尾市に登録ガイドヘルパーがいなかった時期がありましたね。視覚障害者の人たちは、NPO法人の移送サービスを使っていました。制度があるのに利用しないので、ヘルパーもやめてしまった。せつかく制度があるのだから、不備な点があるのなら、それを育てるのも障害者じゃないでしょうか。七尾の協会の理事に「七尾は能登の中心でしょう。手本になるべきです」と言ったこともあります。能登地区は、みんな七尾に合わせるのです。七尾の人は制度をどんどん使わず、育てないで「羽咋は良すぎる」と言う。だから「在宅総合サービスステーション」でも、市役所でも、どこでも話をすると「わがままや」と言われるのです。

宮田：そう、とられましたか？



後石原：「わがまま。」羽咋の視覚障害者の人たちはわがまま。「能登地方でそんなガイドヘルパーを常勤において、やっている所はないよ」と言う。でも、だんだん変わって来ている。最近、この支援センターでも使っているでしょう？

宮田：ヘルパーステーションでガイドヘルパーの研修を受けて資格を持っている方が3人います。

後石原：羽咋だったら7名います。

宮田：そうですか。びっくりしました。

後石原：もう、何年も前からいます。

宮田：話は変わりますが、視覚障害者の方で和倉でマッサージをやっている人と毎月一回、身体障害者連絡協議会でお会いします。

後石原：ああ、七尾市視覚障害者協会の会長の天野さんですね。

宮田：要望の中に「ガイドヘルパーを増やして欲しい」というような話をあまり聴きませんが、不思議ですね。

後石原：不思議でしょう。私も不思議なのです。七尾市視覚障害者協会の会長もなかなか賢い人ですが。天野さんは理事会のときに来るのですが、和倉からバスに乗って一人で来ます。私、いつも言いますが、それが何か自立生活のように思うのですね。自立歩行が出来ることが。

宮田：そうかも知れません。

後石原：私こうやって今、ガイドヘルパーを使っていますね。それが「自立歩行」をしている人たちにしたら「甘い、社会参加にならない。羽咋の視覚障害者は甘ったれている」と言われる。

私、桶屋さんと話をするのに、ガイドヘルパーがいなかったら、編集長が困ります。何でか？これ七尾に何年ぶりに来るのか？初めて来るのに「線路は何番ホームに降りて、改札口はどこで、そこから降りてどこへ」そんなことを考えたら頭が痛くなる。違う？羽咋の町中はおかげさまで、自分の用事はタクシーでもなんでも利用して、自分できちんとしていますよ。それなりに。だけど、何年に1回、来るような所を覚えるということは大変です。羽咋病院へ行くだけで覚えるとしたら、やはり毎日2時間ぐらいの歩行訓練を、5～6回ぐらいするのではないかな？15分ぐらい歩く所を。だから、先ほどの青山彩光苑の場合のことですが、ガイドヘルパーさんが一緒について、歩行訓練をしているわけでしょう。そういう人が付いて食堂まで行く練習をしても良いと思います。



宮田：そうなのです。どのような方面でも歩くのはおかしいと思います。できるのであれば。

後石原：一人で杖をついて、今、私が持っている室内用の白い杖と外出用の白い杖は違うのではないの？ これは外出用なのですよ。細いでしょう。だいぶはげているので、みんな「変えなさい」と言うけれど。僕には愛着があるので。これだけはげるまで、持つかね。青山彩光苑には目に見えない人は、一人か二人でしょう。後の人はみんな目が見えるのだから、その白い杖をついて歩いている人たちが来たら「危ないよ。」と言ったり、「よけてくれ、教えてくれ」と言うわけでしょう。

宮田：そうですね。

後石原：こんな話で満足していますか？ 良いのにまとめてよ。

支援費制度から変わったことは、ガイドヘルパーの自家用車を使って移動ができなくなったことで、活動範囲が狭くなったこと。「有償福祉運送」は時間制限があり、夜、(土)(日)は使えない。福祉タクシーのチケットは年間24枚で少ない。基本料金の24枚しか出ていないから。国から出る補助があったのに。このようなことで社会参加が少なくなった。

ホームヘルパーは1時間半ずつ週に2回利用できます。読み書きという点はヘルパーの人たちにやってもらっていますから。ホームヘルパーに関しては量的なものは変わっていません。

桶屋さんたちはどうですか？ 桶屋さんも自分で頑張っているが、もうちょっと頑張って一人暮らしができればいいね。こういう自立生活支援センターがあるのだから。

でも、本当にここは良いところですね。誰もこんな日曜日にいないね。寂しいね。誰も来ないのは寂しいね。せつかく良いところがあるのに。不思議やね。日曜日だと言っても、街へ出て買い物をして、ここに少し立ち寄ってバスに乗って帰っても良いのに。こんなに良い場所にあって、桶屋君以外に誰もいないのはもったいないな。これだけ維持するのは大変だと思います。

宮田：全く制度にない平成14年5月に開設したのですが、全部、法人が持ち出して運営しています。理事長の考え方で、地域に密着した相談機関の必要性を強く感じておられたからです。

後石原：すばらしい考えですね。これ、家賃は幾らぐらい？

宮田：10万円ぐらい。それでも安いのですよ。後、ちょっと手狭になってきたので、もっと広い所を探そうと思って不動産屋も歩いたのですが。

写真提供：「さいこうえんの障害者支援センター」

後石原：これで狭いの？

宮田：狭いです。

後石原：何で？

宮田：1日平均15人の方がおいでしているのです。地域活動支援センターになっています。



2階で軽作業

後石原：例えば、車いすの方も来ているの？

宮田：車いすの方は今、2人ですね。やっぱり3障害が一緒になったので、精神の方とか、知的の方とか、も利用されています。もっと広い場所を探したのですが、最低30万円の家賃がないと他の所はとても無理。

玉田：それだけ利用者が多くなり補助金が増えると良いですね。

宮田：そうなのですよ。地域活動支援センターと言っても、年間わずかな金額しか支給されません。どれだけ人数が来ても、金額が決まっているので、それ以上はもらえない中で。

私たちは大きい法人がバックにありますから、私は思いっきり好きにやらせてもらっています。小さい小規模作業所から「地域活動のⅢ型」になった所が「本当に運営に困っている」と。委託費が安いのですよ。人件費にも満たないという話を聞きます。

後石原：そういう所もありますね。

宮田：そうなのですよ。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型とあるのですよ。Ⅰ型は20人以上いないとダメ、Ⅱ型は15人、Ⅲ型5人から1人。

後石原：ここは何型ですか？

宮田：ここはⅡ型です。15人ですから。

後石原：15人ぐらいは来ているのですか？

宮田：そうですね。平均15人ぐらいです。徐々に増えてきています。

後石原：それなら良いですね。

宮田：でも、大変ですよ。身体障害の方の中に精神障害の方がいるので、結構大変です。

後石原：そういう所、精神の作業所はあるのですか？

宮田：あります。でも、新しく自立支援法になったら、3障害が受けるということが基本なので、「身体」だけという枠は決めさせてもらえないのです。ここは4：3：3位です。4は精神です。障害を併せ持っておられる方が多いです。

後石原：それなら職員は、宮田さんの他に誰かおいでるのですか？

宮田：職員は私を含めて4人です。

後石原：含めて4人。それでいろいろ作業をするのですか？

宮田：基本は作業があつて、パソコン教室をしても良いよとか、お料理教室をしても良いよ、という話になっています。基本はあくまでも作業です。

後石原：カリキュラムを組まないといけないですね。

宮田：今は内職も厳しい時代で中々なくて。しかも「ハーネス」の仕事をもたらっているのですが、間違ったらものすごい怒られるのです。当然のことですがね。やっぱり会社の人にすれば、温情的なことは言ってもらえないと思います。

後石原：期日に納品してもらわなければならない。



ハーネス作業

写真提供：「さいこうえんの障害者支援センター」

宮田：私たちも納期に間に合わないときは、職員も一緒になってやっております。なかなか厳しいですね。

後石原：それで15人ぐらいはちょっと狭いかも知れませんね。

宮田：2階も一応あるのですよ。おとなりも民家なので民家のような作りになっています。2階には台所とお風呂、トイレも全部あります。それで手すりだけ付けて、2階にも上がってもらって、半分半分で行っています。

それで花嫁修業のためにとか、生活のリズムづくりとか、という人も来ますね。

後石原：やっぱり、駅前にこんな良い施設があると、良いなと思うし、うらやましいなと思います。

宮田：そうですね。是非、利用して下さい。

後石原：今、このように街の中にあるから良いですね。

宮田：そうなんですよ。

後石原：羽咋から通おうと思ったら、またね。

宮田：今も、相談の窓口も、市町村ごとに委託している所が決まっています。中能登町から委託を受けています。

#### 参考資料・「福祉タクシー利用助成券」

羽咋市は身体障害者手帳1・2級所持者のうち体幹及び視覚障害者、または療育手帳A所持者で、世帯に自動車税減免措置を受けている車両がなく、自ら自動車を使用しない方に、基本料金のタクシー利用券が平成19年度までは年間24枚支給されていましたが、平成20年4月より年間18枚に減らされました。

#### 参考資料・「友抱号」

「友抱号」は羽咋市社会福祉協議会が福祉有償運送の認可を受けました。運送の区域は羽咋市発着地のいずれかが羽咋市内とする。

運送対象は身体障害者、要介護認定者、要支援認定者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害者等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

料金は市内：往復600円、市外：600円＋1km20円加算、1時間に1,000円加算のようになっています。



「友抱号」写真提供・羽咋市社会福祉協議会

## 「障がい者自立支援法」施行から一年半を過ぎて 2

～後石原氏・宮田施設長が語る～

### 以下は前号の対談の続き↓

**桶屋**：それでは次に現在（昨年10月）福田首相、民主党が打ち出している「障がい者自立支援法」の改正案について後石原さんのご意見を伺いたいと思います。

民主党の改正案は「障がい者自立支援法、応益負担法」を廃止し、利用者の原則1割自己負担を廃止することが改正の柱。また、障がい者自立支援法の成立で「指定障がい福祉サービス事業者」が成り立たなくなっている現状を踏まえ、障がい者福祉サービスの円滑な提供の確保に向け、事業者に対して財政上・金融上の支援を行うこととした。民主党が出している改正案です。

**後石原**：これで言うなら、一律1割ですね。「1割負担」というのは石川県内でも、金沢は1割の3分の1、小松とかは全然違います。七尾は1割ですね。

**宮田**：そうですね。

**後石原**：これは加賀地方だとか、市町村によって格差が出ているのです。私のような視覚障がいでも。羽咋の場合は1割負担で話し合いをしたときに、七尾地区は中能登町に福祉課長たちが集まって合わせたようです。デイ・サービスのお金も合わせているのでしょうか？

**宮田**：そうなのでしょうか？



**後石原**：それも加賀と金沢とは違うのです。ガイドヘルパーは金沢では・・・全国で言えば一時間3,500円がベース。横浜市とか。羽咋市は1,500円です。加賀の方は2,000円代です。ガイドヘルパーの利用者の負担額も違うし、サービスを提供するガイドヘルパーさんたちの支給単価も違ってきているのです。それが今、利用者負担について私も言ったのですが、やはり中能登地区の課長さんたちで金額を合わせた。デイサービスも合わせました。デイサービスに羽咋から金沢の情報文化センターへ行っています。ここでも単価が違うのです。羽咋から来る人の分を情報文化センターが請求する金額と、加賀から情報文化センターへ来ている人の利用料金が違うのです。同じデイサービスを利用している、住んでいる市町村によって違うのです。その補助をしても、そういうことが出てくるのだけれど。

**宮田**：利用料金というか、今、自立支援法になって「地域活動支援センター」で15～6名の方が利用されていますが、ここはもともとの流れ的には、前年まで行っていたデイサービスの方々が多少作業が出来る方です。それよりも重度の方は通所療護や日中一時支援というサービスを受けています。

ここに送迎を利用したい人がいるのです。この送迎費に格差が出てきて、七尾市は片道だけ面倒を見ましょう。中能登は往復面倒を見ません。穴水も見ません。片道分だけの請求の人もいれば、往復分毎回利用するたびにかかる人もいます。ここに通っている方々でも違うのです。

後石原：違いが出てくるのですね。それが、今彼が言うように1割負担から送迎もみんな国で見ましようというなら、同じだと思いますね。ディサービスも以前のような措置のような感じでね。

宮田：「地域活動支援センター」自体が市町村事業なので、市町村の考えで「出すとか出さんとか」決まるので、それが今、私を感じる大きな地域間格差みたいなところはありますね。

後石原：例えば、私のように公務員で働いて、このテープレコーダを日常生活用具でもらう。10万円だったら1割負担で1万円。施設にいる桶屋君も1割負担でしょう。減免措置があるでしょう。例えば桶屋君が。施設に入っている人でも預貯金が300万以上でしたね。減免措置は調べればすぐわかりますね。それで、施設の入所する利用料金が違いますね。個人の所得や預金に差があっても、1割負担でしょう。例えば300万円の収入の人の1万円と、100万円の収入とでは重さが違うでしょう。負担感が。



宮田：はい。違いますね。

後石原：そういうのと同じで、私いつも羽咋で言っていますが、300万以上の所得、預金を持っていたら「ダメ」やった。今日300万以上持っている、持っていないことが、それが本当の預金なのか、預金でないのか？ 玉田さんはどう思いますか？ 300万以上を持っていたら、サービスが半減され、減免措置が受けられないとかね。生活保護の人の場合、高齢者でも月額6万幾らの国民年金で生活している。そんな300万もっていたら生活保護を受けられないとか、そういう場合が出てくる。だからそういう感じで、減免措置だけにすれば、今の健康保険と同じなのです。300万というのは預金としては多いのか？ 少ないのか？ 障がい者の親が子供のために300万を残してくれたことが多いのか？ 少ないのか？ それで青山彩光苑へ入所するとき、例えば桶屋君が入所しているとき、年金を8万円をもらっていて、そのうち6万5千円を払ったとします。300万を持っていないと減免処置を受けられて6万5千円。300万を持っていると7万5千円になる。障がい者年金をみんなで使ったりする人もいるわけでしょう。だから、そういうことが300万というのは多いのか？

少ないのか？ 300万の根拠がなんなのか？ わからない。減免についてもいろいろ制度があるので……。

もっと現状や制度などを勉強して活動できればよいと思うが……。桶屋君のように「こんなようにしたらいいよ。」と言えるようになるのだろうけれどね。例えば、ガイドヘルパーの利用料金が1割で、私の負担は150円ぐらいだから「これでも良いのではないか」と思ったりします。でも本当に生活に困っている人にすれば、150円でもない方がよいと思います。

だからある程度所得によって、福祉サービスを受けるということがあってもよいと思います。個人的にはね。

桶屋：今は障がいが重くなれば重いほど、負担が多い。

宮田：今まで施設生活をされていた人は、措置の時代はわずかなお金で衣食住全部そこで賄われていましたが、食費とか、光熱費とかが上乘せされることになりました。これは当たり前のことなの

ですが、今までを考えると納得されない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

**後石原：**桶屋君は以前に話をしていましたね。一人が施設に入所する場合、基本的に35万円なりかかるとすると、35万円のうちの1割、35,000円だけ福祉年金の8万円から支払い、残りの45,000円は自由に使えると、言っていましたね。今、彼らは65,000円を払っていて、実際15,000円ぐらいしか小遣いが残らない。

例えば羽咋へ来るにしても、移送サービスを使って交通費が5,000円ぐらいかかる。金沢へ行くのにしても一回行けばJRと移送サービスで5,000円ぐらいかかる。その小遣いの15,000円の中から洋服を買ったり、交通費がかかって社会参加はなかなか難しいと思います。だから施設の中にいる人にすれば、例えば桶屋君の場合、83,000円の障がい者年金のうちの残り15,000円が充分なのか足りないのかということになる。

**宮田：**手元に25,000円残るようになっています。

**桶屋：**足りない分は、僕はいつも親からもらっています。

**後石原：**玉田さんはどう思いますか？ もし玉田さんが施設に入っていて、障がい者年金で、生活費を一切賄ってくれて。部屋も、光熱費もみんなやってくれるわけです。そして残りの25,000円で洋服を買ったり、床屋へ行ったり、外出したり、たまには外食で食べるお金として25,000円は妥当か？ 妥当でないか？

**玉田：**25,000円は個人によって違ってくると思います。

**後石原：**だからこれも言われているのです。施設に入っている人の中には、映画好きで金沢へ行って映画を見たい人、七尾で買い物をしたい人、施設で読書したい人とか、テレビを見ているだけでいい人もいるわけでしょう。そのテレビを見ているだけで、私は施設の中において良いというのも、それも個人の自由ですね。七尾へ出て買い物をしたい人も個人の自由だし、もっと金沢へ出て映画を見たいというのも個人の自由なわけでしょう。そういうのを認めて欲しいということもあるのです。だから個人の生活様式をみて欲しい。宮田さんは25,000円でどう思いますか？

**宮田：**そうですね。本当に貯まる人はそのまま。



**後石原：**ほとんど残る人もいますね。

**宮田：**実際そういう人もいますね。桶屋さんのように、毎週、活発に外へ出歩いていれば25,000円ではとてもじゃないけれど、足りないのではないのでしょうか？

だから決まった中で計画的に利用する方法を工夫していかないとダメですね。

**後石原：**そうなのですね。



宮田：年金はどれだけ頑張っても、たぶん増えそうもないし、物価スライド制です。私も贅沢をしたい。本当はブランドのバックを欲しくても、自分のお給料の中で買えないと思ったら、どこかで我慢しないといけないし、主張ばかりではどうかと思います。やっぱり我慢して、旅行に行きたいのなら少しずつ貯めていって、貯まったときに旅行する。毎月、毎月、自分の思いが叶うとは、私の生活ではないですね。

後石原：例えば、以前なら障がい者年金から利用料を支払って5万円が残る。1年で60万、10年で600万貯まる。実際2千万円が貯まっている人がいてもおかしくないですね。

親が死んでしまえば、今の遺産相続というのは、顔を見たこともない人が出てくるそうです。例えば、玉田さんの親が死んでしまうとします。兄弟も死んでいない。そしたら、玉田さんの顔も見なかったことない相続権のある人に、施設から案内が行くのです。「亡くなりましたので、これだけこの人は残していきました。」と。その2千万はあなたに遺産相続の権利がある。顔も見なかった人は「わかりました」と言い、ハンコを押して受け取る。元気なときは一度も来てくれなかったのに。親族でも「家族に知的障がい者がいる」と言ったら「言うってくれるな」というのに、そういう人が遺産相続するんだよね。だから1千万、2千万を貯めることがすごいのか？ どうか？ 疑問だね。

桶屋：それは人それぞれ。

後石原：でも、そういう人はいけないと言うわけにはいかない。同じ人間なんだからさ。テレビを見ている人もそれはそれでいいわけなのですね。だから、私は、桶屋君が外出する時、いつも思うけれど、出歩くときの交通費とか、そういうサービスをもっと充実させなければいけないと思うよ。活動するときのね。

施設に入っていて残りの自由になるお金が皆同じで、25,000円とするならば、社会参加の部分は1割負担をなくして、いつも利用できるとした方が、障がい者の社会参加は進むと思うよ。

宮田：車いす利用のガイドヘルパーは。あるのですか？

桶屋：ない？



後石原：それが羽咋の場合でしたら、私、健康福祉課の援護係長に聞いたのです。

そしたら、ただし在宅で「出かけることにおいては、社会参加するときには対応しますよ。」全身性障がい者のガイドヘルパーは、そのように使えるはずですが。私、これ持って来たのですが、試作で日常生活上で使えるのは、月150時間。家事も使える。そして外出・社会参加においては40時間使えると書いてあります。そしたら40時間なら週に一回の買い物で、3時間が4回で12時間。社会参加が6時間が4回で24時間。ちょうど40時間使えると書いてあります。この40時間の外出支援という車いす利用者のサービスが羽咋へ来る時に施設入所の桶屋君でも利用できるようになればいいね。

今の七尾の人たちがガイドヘルパーを使っていないのと同じように、羽咋でも言うのですが、羽咋はちゃんと「必要があれば対応しますよ。」と言ってくれているので、「あなた病院へ行くとき

付けているのか？」と羽咋の若い人に聞いたら、「ちゃんと付けていきますよ。」とホームヘルパーが。

Tさんは病院へ通うときにガイドヘルパーがついて行きますよ。だからそういう感じで、彼も何か金沢へ行くのに、買い物などにガイドヘルパーを使ったりすればいいじゃないですか？

宮田：そういう制度、羽咋の人から聞いたことがあるのですが、ヘルパーを付けるのは友抱号ですか。乗って七尾の病院も来ておいてますけど。

後石原：そうですよ。

宮田：そういうサービスは七尾では聞いたことはないですね。

後石原：Kさんだったら友抱号を使ったり、ガイドヘルパーと来ていると思います。だから桶屋君の25,000円が高いのか、安いのか。社会参加することにおいてね。私の協会では一番重度の会員、人に合わせなければいけない。基本的には一番自立している人に合わせたら、重度の方はバカみたいじゃないですか？ 何も出来ない。そうでしょう。

私も今、玉田さんとかうやって一緒に外出してもらって来るでしょう。羽咋で「ダメだ」と言われたら、来ないよ、おれ。だから制度では県外はダメだけど、外出支援ボランティアさんが同行してくれる。羽咋には2人程そんなボランティアさんがおいでるよ。だけど桶屋君が県内を移動するとか、私ら視覚障がい者が県内を移動するときは、絶対使えるよ。私は今、基本は20時間、最高は30～40時間。

桶屋：車は？

後石原：私たちは車は使えません。でも、今だったら電車で調整したりするから何も関係ない。今は玉田さんの車に乗って来なくても、足があるね。今、4時になったら、電車が4時だから50分になったら、帰らせていただきますね。すみません。

宮田：いいえ。

後石原：桶屋君、良いだろう。まだ、1時間ほど話していたら、電車がいないから。車なら時間を気にしないけど。電車は4時にしかないというから。10分前になったら、帰らせていただきますね。

桶屋：僕も4時20分のバスで青山彩光苑へ帰ります。

宮田：桶屋さんは後石原さんとは機関紙を通してお会いしたり、接触はあったけれど、一度話をしたいなって。

桶屋：初めて。

後石原：このように話をするのは、初めてやね。でも、良かったね。

でも、今日はなんか一方的な話ばかりしてね。こうやって、何か記事に載せるということだから。あまり車いす利用者の人の話が出なかったね。私は本当にガイドヘルパーが使えるのか？ 重度障がい者になって、いろいろ言うことがありますが。羽咋では言っているが。でも、さっきの話ではないが、重度の脳性麻痺とか、外出支援制度があります。ガイドヘルパーの講習会はずちの視覚だったら、情報文化センターでやっているけど、肢体不自由、脳性麻痺の人たちのガイドヘルパーの講習会はどこでやっているのかわかりませんね。

宮田：それはガイドヘルパーの話ですか？

後石原：そうです。外出支援。

宮田：外出支援のガイドヘルパーさんは、車を持っていますか？

後石原：持っていない。

宮田：じゃ、車をどこからか探して来なければいけないのですか？

後石原：そうそう。

宮田：それが今、ちょっとネックです。七尾に本当にないのです。

後石原：今でもないのですか？

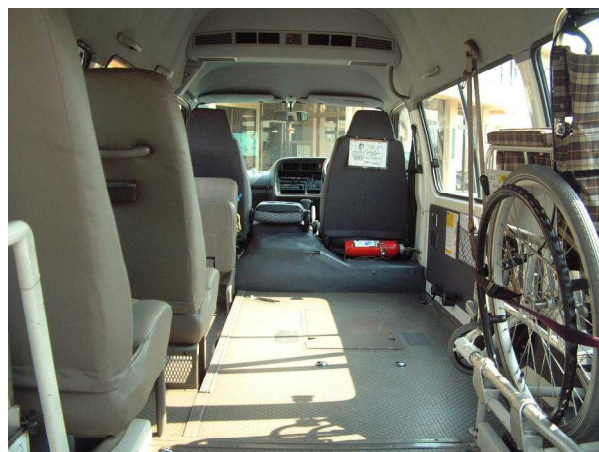
宮田：NPO法人の移送サービスが1社あります。最近はタクシー会社でも持っている所はあります。料金は高いですね。

後石原：羽咋やったら、車が3台ありますね。車いす対応が。そして市内なら400円。

宮田：その辺の違いは、やはり大きいですね。

桶屋：「友抱号」は羽咋市が運営しているから。

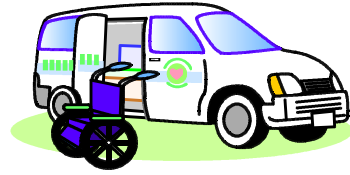
宮田：羽咋市が運営しているから。そんなところを、善ちゃん言うていかないと。「お金上げてくれとか、利用料を減らしてくれ」と言っても。それよりも近道は、やっぱりサービスを増やした方が。



友抱号の内部・写真提供：羽咋市社会福祉協議会

桶屋：そうですね。ありがとう。

後石原：僕が以前調べたとき、和倉温泉が「加賀屋」の社長の奥さんのおばあちゃんが、七尾市に車いす対応の車を寄付したことがあるらしいです。



宮田：はあ。

後石原：しかし、それを使う人がいない。今じゃ、廃車になってしまっただろう。だから今の話と同じで、利用者と合致していないのだろう。きっと。

以前は「友抱号」も市役所で管理していたのですが、それでは利用しにくくて「羽咋市社会福祉協議会」に持って来たら、利用が多くなり1台で足りなくなって3台に増えました。

宮田：「友抱号」というのは「羽咋市社会福祉協議会」がやっているのですか？

後石原：「羽咋市社会福祉協議会」が受託して。受託事業で。

だから運転手さんの給料とかなどは羽咋市から出ています。

宮田：そういうものが「七尾市社会福祉協議会」にもあるんでしょうか？

後石原：だから、運転手さんはシルバーセンターからの受託経営になっています。シルバーセンター登録なので60歳以上の方が運転手さんになって、その給料保証は羽咋市が行っています。



友抱号・写真提供：羽咋市社会福祉協議会

利用料金は羽咋市内は一律400円と安いです。

それで、今上げると言っています。やっぱり。近隣の市町村にはないサービスなのでね。

宮田：そうですよね。もう、良い時間になりましたね。

宮田：羽咋市では、防災に関する障がい者の一人暮らしの人の「防災の安否確認」は、あるのですか？

後石原：それは、羽咋市には「地域福祉推進チーム」が各町にあって、例えば旭町、何とか町があって、その民生委員の人たちが中心になって行っています。そこを「健康福祉課」でチェックされているのですよ。

宮田：そうなのですか？

後石原：その民生委員の人たちが「安否確認」をしようということになっています。

宮田：そのようになっているのですか。七尾市は今から障がい者の住所とかを確認する作業に、入

っている段階なのです。「地震が起きたときに、単身で在宅者の方は、どう安否確認するのですか？」と身障連絡会で議題が出たときに、「今それは検討しているところです」という回答でした。

七尾は「防災マニュアル」作りというところで、毎年話し合っていますね。

後石原：だって、防災訓練のとき要援護テントはある？ 七尾に。

宮田：わかりません。

後石原：羽咋でしたら、今は防災訓練の時は友抱号も対応しています。

宮田：ああ、そうなのですか？

後石原：少なくとも、それは制度になってから障がい者計画の中で、みんなで話し合っ、それなりに対応しています。

宮田：そんな遠いところへ行かなくても、七尾と羽咋でも地域間格差がありますね。それがよくわかりました。

桶屋：長い間ありがとうございました。これで終了します。

後石原：また羽咋へ来たときに、会いましょう。

宮田：ありがとうございました。

後石原：能登の中心である七尾が頑張ってくれないと、羽咋だけ頑張っても取り上げてくれない。そんなら、宮田さんありがとうございました。

**以上で対談を終了**

**編集局より**

付録に「友抱号」の説明を添付しましたので、参考にしていただければ幸いです。

3回にわたり掲載しました「後石原幸守さんと語る」をこれで終了させていただきます。